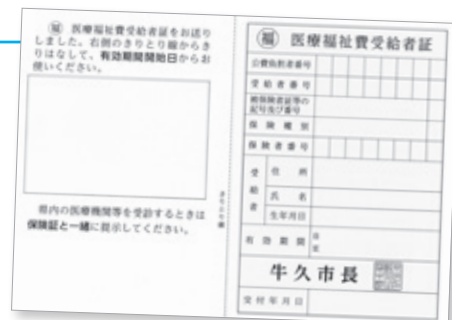


ひとり親家庭・重度心身障がい者の 医療福祉費受給者証(マル福)更新について

問 医療年金課医療福祉グループ ☎内線1721、1722

【ひとり親家庭・重度心身障がい者】対象の 医療福祉費受給者証の有効期限

- ◆現在発行されている受給者証の有効期限……**6月30日(月)**
- ◆新しい受給者証の発送予定……………**6月18日(水)**



7月1日(火)以降に病院などにかかる場合は、新しい受給者証を提示してください。また、令和6年分の所得申告が済んでいない方は、新しい受給者証を交付できませんので、必ず申告してください。※令和5年以前の所得未申告分も申告してください。

医療福祉費支給制度(マル福)とは

小児、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障がい者などの対象者に、健康保険で病院や調剤薬局などにかかった医療費の一部負担金を助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

助成を受けるには受給者登録が必要です。詳しくは医療年金課へお問い合わせください。

■ マル福受給対象者

市内在住で、健康保険に加入しており、次のいずれかの受給資格に該当する方

- ◆小児(所得制限なし)
出生日から18歳になる年度末まで
- ◆妊産婦(所得制限なし)
母子健康手帳を交付された方(母子健康手帳交付月の1日から出産月の翌月末日まで)
- ◆ひとり親家庭の母子または父子(所得制限あり)
 - ◎子が18歳になる年度末までの母子または父子
 - ◎20歳になる年度末までの障がい児とその母(父)
 - ◎父母のいない18歳以下の児童とその児童を扶養している配偶者のない方
- ◆重度心身障がい者(所得制限あり)
 - ◎身体障害者手帳1級、2級の方
 - ◎身体障害者手帳(内部障害:心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害)3級の方
 - ◎療育手帳マルA判定、A判定の方
 - ◎特別児童扶養手当1級の児童
 - ◎障害年金1級の方
 - ◎精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ◎精神障害者保健福祉手帳2級かつ、身体障害者手帳3級または4級の方
 - ◎療育手帳B判定(知能指数50以下)かつ、身体障害者手帳3級または4級の方
 - ◎療育手帳B判定(知能指数50以下)かつ、精神障害者保健福祉手帳2級の方

※65歳以上の方で、後期高齢者医療制度への加入要件を満たした方は、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

■ 変更届の提出について

次に該当する場合は、変更届の提出が必要になります。必要書類など詳しくはお問い合わせください。

- ◆健康保険の内容が変わった場合
- ◆住所、氏名、扶養義務者が変わった場合
- ◆市外へ転出した場合
- ◆ひとり親家庭の方が婚姻した場合(事実婚を含む)
- ◆障がいの内容が変わった場合(有効期間を含む)